高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則新旧対照表 高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年規則第51号)の一部を次のように改正する。

改正後

(建築物の建築に関する届出に係る所管行政庁が必要と認める図書等)

- 第10条 省令第12条第1項及び第13条の2第3項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該届出に係る計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 (以下「登録住宅性能評価機関」という。)が同項の規定により行う住 宅性能評価を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付 する住宅性能評価書(同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書 (日本住宅性能表示基準(平成13年8月国土交通省告示第1346号。以下 「性能表示基準」という。)別表1に規定する断熱等性能等級の等級4 以上及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4以上に適合 している場合に限る。)に限り、かつ、戸建て住宅である場合に限 る。)

(3) • (4) (略)

2 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る所管行政庁が 必要と認める図書等)

- 第12条 省令第23条第1項及び第24条の3第2項第1号の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、住宅の 品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能 評価機関(業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売 を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う 者に支配されていないものに限る。以下同じ。)が行う住宅性能評価を

改正前

(建築物の建築に関する届出に係る所管行政庁が必要と認める図書等) 第10条 省令第12条第1項及び第13条の2第3項の所管行政庁が必要と認め る図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 当該届出に係る計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 (以下「登録住宅性能評価機関」という。)が同項の規定により行う住 宅性能評価を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付 する住宅性能評価書(同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書 (日本住宅性能表示基準(平成13年8月国土交通省告示第1346号。以下 「性能表示基準」という。)別表1に規定する断熱等性能等級の<u>等級4</u> 及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の<u>等級4又は5</u>に適合し ている場合に限る。)に限り、かつ、戸建て住宅である場合に限る。)

(3) • (4) (略)

2 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る所管行政庁が 必要と認める図書等)

- 第12条 省令第23条第1項及び第24条の3第2項第1号の所管行政庁が必要 と認める図書は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、住宅の 品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能 評価機関(業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売 を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う 者に支配されていないものに限る。以下同じ。)が行う住宅性能評価を

改正後

受けた場合にあっては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書(同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の<u>等級5以上</u>及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の<u>等級6</u>に適合している場合に限る。)に限る。)

(3) (略)

2 (略)

第17条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の<u>一層の向上の</u>ための建築物の新築等を取りやめようとするときは、別記第12号様式による建築物新築等取りやめ申出書を知事に提出しなければならない。

2 (略)

(エネルギー消費性能の<u>一層の向上の</u>ための建築物の新築等が完了した旨の報告)

第18条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の<u>一層の向上の</u>ための建築物の新築等が完了したときは、速やかに別記第13号様式による建築物新築等完了報告書を知事に提出しなければならない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る所管行政庁が必要 と認める図書等)

- 第21条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能について、住宅の品質確

改正前

受けた場合にあっては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書(同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の<u>等級4</u>及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の<u>等級5</u>に適合している場合に限る。)に限る。)

(3) (略)

2 (略)

(エネルギー消費性能の<u>向上の</u>ための建築物の新築等を取りやめる旨の申出)

第17条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の<u>向上の</u>ための建築物の新築等を取りやめようとするときは、別記第12号様式による建築物新築等取りやめ申出書を知事に提出しなければならない。

2 (略)

(エネルギー消費性能の<u>向上の</u>ための建築物の新築等が完了した旨の報告)

第18条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の<u>向上の</u>ための建築物の新築等が完了したときは、速やかに別記第13号様式による建築物新築等完了報告書を知事に提出しなければならない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る所管行政庁が必要 と認める図書等)

- 第21条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能について、住宅の品質確

→ /	1.11
$\neg v \tau$	I - 7-7

保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価を受けた場合にあっては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書(同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(性能表示基準別表2-1に規定する断熱等性能等級の等級4以上及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4以上(平成28年4月1日において現に存する建築物の住宅部分については、同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級3以上)に適合している場合に限る。)に限る。)

(3) • (4) (略)

2 (略)

改正前

保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価を受けた場合にあっては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書(同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(性能表示基準別表2-1に規定する断熱等性能等級の等級4及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5(平成28年4月1日において現に存する建築物の住宅部分については、同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級3、等級4又は等級5)に適合している場合に限る。)に限る。)

(3) • (4) (略)

2 (略)

改正後	改正前
第12号様式(第17条関係)	第12号様式(第17条関係)
年 月 日 高知県知事 様	高知県知事 様
申出者 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所) 在地、名称及び代表者の職・氏名	申出者 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名)
建築物新築等取りやめ申出書	建築物新築等取りやめ申出書
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上の ための建築物の新築等を取りやめますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律施行細則第17条第1項の規定により下記のとおり申し出ます。	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための 建築物の新築等を取りやめますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関す る法律施行細則第17条第1項の規定により下記のとおり申し出ます。
記	記
1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号 第 号	1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号 第 号
2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日 年 月 日	2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日 年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	3 認定に係る建築物の位置
4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上 のための建築物の新築等を取りやめる年月日 年 月 日	4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめる年月日 年 月 日
5 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上 のための建築物の新築等を取りやめる理由	5 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のため の建築物の新築等を取りやめる理由
注 3 欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号(共同住宅等 又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限ります。)を 記入してください。	注 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号(共同住宅等 又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限ります。)を 記入してください。

改正後	改正前
第13号様式(第18条関係) 年 月 日 高知県知事 様	第13号様式(第18条関係) _{高知県知事} 様
届出者 住所	届出者 住所
氏名	氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所)	(法人の場合は、主たる事務所の所
(在地、名称及び代表者の職・氏名)	在地、名称及び代表者の職・氏名)
建 築 物 新 築 等 完 了 報 告 書	建築物新築等完了報告書
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の <mark>一層の</mark> 向上の	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための
ための建築物の新築等が完了しましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物の新築等が完了しましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関す
に関する法律施行細則第18条の規定により下記のとおり届け出ます。	る法律施行細則第18条の規定により下記のとおり届け出ます。
記	記
1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号	1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号
第 号	第 号
2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日	2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日
年 月 日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	3 認定に係る建築物の位置
4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上 のための建築物の新築等が完了したことを確認した建築士等 (級)建築士()登録 第 号 住所 氏名 (級)建築士事務所()登録 第 号 所在地 名称	4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したことを確認した建築士等 (級)建築士()登録 第 号 住所 氏名 (級)建築士事務所()登録 第 号 所在地
5 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による完了検査	5 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による完了検査
検査済証交付日 年 月 日	検査済証交付日 年 月 日
検査済証番号 第 号	検査済証番号 第 号
注 3 欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号(共同住宅等	注 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号(共同住宅等
又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限ります。)を	又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限ります。)を
記入してください。	記入してください。